

離婚分割移換金について

厚生年金保険法における離婚分割制度を利用して、保険料納付記録を分割した者が、分割対象期間において厚生年金基金に加入していた場合には、当該分割分にかかる老齢年金給付の支給に関する義務が基金から国に移される。その際、国は、当該移された老齢年金給付の原資として政令で定める額（以下「離婚分割移換金」という。）を、当該基金又は企業年金連合会から徴収することとされている。

離婚分割移換金は、分割請求のあった日の属する事業年度に発生し、翌事業年度末までに徴収することとしており、日本年金機構において当該離婚分割移換金の算定を行い、国が徴収している。

〈離婚分割移換金の計算式〉

$$\text{各基金等の最低責任準備金} \times \frac{\text{第一号改定者等の過去期間代行給付現価} \times \text{改定割合}}{\text{各基金等の過去期間代行給付現価の合計}}$$

※1 「最低責任準備金」

各基金等が代行部分給付のために確保することを義務付けられている積立金の額

※2 「第一号改定者」

離婚分割により被保険者記録を分割する者。分割を受ける者を第二号改定者という。

※3 「過去期間代行給付現価」

基金等において、過去の加入期間に係る代行給付相当額(政府負担金部分を除く)の現価を、全基金同一の方法で算定したもの。